特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	国民年金・福祉年金に関する業務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
山鹿市は、国民年金・福祉年金に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
山鹿市長

公表日
令和5年11月30日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金・福祉年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金・福祉年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①被保険者の資格記録管理 ②年金受給に伴う裁定請求等受付 ③国民年金保険料の免除等申請受付 ④異動報告・所得情報提供などの進達
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
国民年金被保険者ファイル、受給年金受給者ファイル、老齢福祉年金受給者ファイル、特別障害給付金受給者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項　別表第一　第31項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第24条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号　別表第二　47～50の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第26条の2～4	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　国保年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山鹿市役所　総務部　総務課 〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山鹿市役所　総務部　情報政策課 〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重点項目評価書 3)基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	Ⅱ-1対象人数	平成27年2月6日　時点	平成29年1月10日　時点	事後	
平成29年2月1日	Ⅱ-2取扱者数	平成27年2月6日　時点	平成29年1月10日　時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ-5-②所属長	佐藤　アキ	徳永　謙吾	事後	
平成30年5月31日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	国保年金課長　徳永謙吾	課長	事後	様式の改正に伴うもの
平成30年5月31日	Ⅱ-1対象人数	平成29年1月10日　時点	平成30年5月31日　時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	平成29年1月10日　時点	平成30年5月31日　時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ-3法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）（平成25年法律第27号） ・第9条第1項　別表第一　第31項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。」以下「番号法」という。） ・第9条第1項　別表第一　第31項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第24条の2	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ-4-①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ-4-②法令上の根拠		（情報照会） ・番号法第19条第7号　別表第二　47～50の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第26条の2～4	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ-1対象人数	平成30年5月31日　時点	令和1年5月31日　時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	平成30年5月31日　時点	令和1年5月31日　時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-1対象人数	令和1年5月31日　時点	令和2年5月31日　時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	令和1年5月31日　時点	令和2年5月31日　時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-1対象人数	令和1年5月31日　時点	令和2年5月31日　時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	令和1年5月31日　時点	令和2年5月31日　時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱ-1対象人数	令和2年5月31日　時点	令和3年5月31日　時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	令和2年5月31日　時点	令和3年5月31日　時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱ-1対象人数	令和3年5月31日　時点	令和3年6月30日　時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱ-2取扱者数	令和3年5月31日　時点	令和3年6月30日　時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	（情報照会） ・番号法第19条第7号　別表第二　47～50の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第26条の2～4	（情報照会） ・番号法第19条第8号　別表第二　47～50の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第26条の2～4	事後	法改正に伴う修正
令和4年11月30日	Ⅱ-1対象人数	令和3年6月30日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和4年11月30日	Ⅱ-2取扱者数	令和3年6月30日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和5年11月30日	Ⅰ-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山鹿市役所　総務部　総務課 〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117	山鹿市役所　総務部　情報政策課 〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ-1対象人数	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ-2取扱者数	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	